

青梅市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 12 月 2 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当について所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

青梅市職員退職手当支給条例（昭和 26 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 5 項中「、その者が退職の際勤務していた事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第 2 号中「第 37 条の 4 第 3 項前段」を「第 37 条の 4 第 3 項」に改め、同条第 6 項中「、その者が退職の際勤務していた事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第 11 項中「または広域求職活動費」を「または求職活動支援費」に改め、同項第 6 号を次のように改める。

- (6) 求職活動に伴い雇用保険法第 59 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第 2 項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第 10 条第 15 項中「規定は、」の次に「第 5 項または第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第 5 項または第 6 項の規定に

より退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給にかかる退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。) および」を加え、「これら」を「第7項または第8項」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 退職職員（退職した青梅市職員退職手当支給条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の青梅市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第10条第5項または第6項の勤続期間を計算する場合における青梅市職員退職手当支給条例第9条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項および次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零））」とする。
- 3 新条例第10条第11項（第6号にかかる部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の青梅市職員退職手当支給条例（以下この項および第5項において「旧条例」という。）第10条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第10条第5項または第6項の規定による退職手

当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。)について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 4 新条例第10条第15項において準用する同条第11項(第4号にかかる部分に限る。)の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する青梅市職員退職手当支給条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第10条第5項または第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者(施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。)に対する青梅市職員退職手当支給条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

青梅市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市職員退職手当支給条例（昭和26年条例第34号）

改正後	現行	備考
（失業者の退職手当） 第10条 略 2～4 略 5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と_____みなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。 （1）その者がすでに支給を受けた当該退職にかかる一般の退職手当等の額 （2）その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項_____の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額 6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と_____みなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合におい	（失業者の退職手当） 第10条 略 2～4 略 5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と</u>みなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。 （1）その者がすでに支給を受けた当該退職にかかる一般の退職手当等の額 （2）その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項<u>前段</u>の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額 6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と</u>みなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合におい	

て、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。 7～10 略 11 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費<u>または求職活動支援費</u>の支給の条件に従い支給する。 (1)～(5) 略 (6) <u>求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額</u> 12～14 略 15 第11項の規定は、<u>第5項または第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項または第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給にかかる退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）</u>および第7項または第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項または第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給にかかる退職の日の翌日から起算して6か月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。 16 略	て、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。 7～10 略 11 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費<u>または広域求職活動費</u>の支給の条件に従い支給する。 (1)～(5) 略 (6) <u>公共職業安定所の紹介により広範の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額</u> 12～14 略 15 第11項の規定は、<u>第7項または第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これら</u> <u>の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給にかかる退職の日の翌日から起算して6か月を経過していないものを含む。）</u>について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。 16 略	
---	--	--

付 則 (施行期日) 1 <u>この条例は、平成29年1月1日から施行する。</u>		
--	--	--

(経過措置)

- 2 退職職員（退職した青梅市職員退職手当支給条例第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の青梅市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第10条第5項または第6項の勤続期間を計算する場合における青梅市職員退職手当支給条例第9条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項および次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあっては、零））」とする。
- 3 新条例第10条第11項（第6号にかかる部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であって求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の青梅市職員退職手当支給条例（以下この項および第5項において「旧条例」という。）第10条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第10条第5項または第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 新条例第10条第15項において準用する同条第11項（第4号にかかる部分に限る。）の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就い

<u>たものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する青梅市職員退職手当支給条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。</u> 5 <u>施行日前に旧条例第10条第5項または第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する青梅市職員退職手当支給条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。</u>		
--	--	--

議案第 36 号

参 考 資 料

青梅市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の一部改正に伴い、失業者の退職手当について、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 失業者の退職手当（※）にかかる支給要件の見直し（第 10 条関係）

改正後	現 行
勤続期間 6 月以上で退職した職員であって、その者を被保険者と _____みなしたならば高年齢被保険者_____に該当するもののうち、退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、高年齢求職者給付金に相当する額を、当該支給条件に従い支給する。	勤続期間 6 月以上で退職した職員であって、その者を被保険者と、 <u>その者が退職の際勤務していた事務を適用事業とみなしたならば高年齢継続被保険者に該当するもののうち、退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、高年齢求職者給付金に相当する額を、当該支給条件に従い支給する。</u>
公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動 <u>または公共職業安定所の職業指導に従って行う職業に関する教育訓練の受講その他の活動等</u> をする者に対して、 <u>求職活動支援費</u> の額に相当する金額を退職手当として支給する。	公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動_____ _____をする者に対して、 <u>広域求職活動費</u> の額に相当する金額を退職手当として支給する。

※ 失業者の退職手当制度とは、退職者が退職後一定の期間失業している場合において、退職手当の額が、その者が雇用保険法の適用を受けるものとした場合に受けることができる失業給付の額に満たないときは、その差額分を退職手当として支給するもの

(2) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成 2 9 年 1 月 1 日

(2) 経過措置

失業者の退職手当にかかる支給要件に関し、必要な経過措置を置く。